

平成 27 年 6 月 26 日 開会

平成 27 年度 第 4 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 27 年度 第 4 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時	平成 27 年 6 月 26 日 午後 4 時 30 分から午後 5 時 10 分			
1 場 所	紫波町役場 会議室 304			
1 出席委員	委員 長	高 橋 榮 幸 君		
	職務代理者	佐 藤 秀 道 君		
	委 員	松 川 久 美 君		
	委 員	森 田 英 仁 君		
	教 育 長	侘 美 淳 君		
1 説 明 員	教育部長	森 川 一 成 君		
	国体推進課長	八重嶋 靖 君		
	学校給食センター所長	俵 正 行 君		
	学習推進室長	谷 地 和 也 君		
	学務室長	葛 博 之 君		

付議事件

日程 1 会期の決定について

日程 2 議案第 1 号

「財産（動産）の取得に関する議案の意見聴取について」

日程 3 議案第 2 号

「紫波町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」

議事の概要

（開会 午後 4 時 30 分）

○ 高橋委員長

これより会議を開きます。

本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。

本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。

それでは、ただ今から平成 27 年度第 4 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。

○ 侘美教育長

（平成 27 年度第 2 回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告）

○ 高橋委員長

それでは会議を進めます。

日程第 1、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員長  
異議なしと認めます。  
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長  
次に、日程第2、議案第1号「財産(動産)の取得に関する議案の意見聴取について」を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長  
議会の議決を経るべき事件の議案について、町長へ意見を申し出ようとするものであります。詳細は学校給食センター所長から説明いたします。
- 俵学校給食センター所長  
この度学校給食センターで購入する調理機械の予定価格が700万円を超えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条を受けまして、7月の町議会へ議案を提出するにあたって、意見を求めるものでございます。  
取得する財産は、(1)名称 スチームコンベクションオーブン(2)規格 ガス式ステンレス製(カートイン方式 200v、1.3kw)(3)数量 2台(4)取得予定価格(税込み) 10,334,520円(5)取得の相手方 住所は岩手県盛岡市津志田南2丁目2番38号、名称 株式会社中西製作所盛岡営業所 所長石川真吾  
取得の方法は、買い入れでございます。  
以上です。
- 高橋委員長  
これより質疑に入ります。  
(質疑の有無を催促)
- 森田委員  
調理機械のサイズはどれぐらいですか。
- 俵学校給食センター所長  
外寸は、奥行き高さとも約1m70cmくらいです。作業効率につきましては、餃子やシューマイならば1度に3,100食を調理出来る能力があり、作業時間なども考え2台購入するものでございます。
- 佐美教育長  
以前の物は古くなったという事ですか。
- 俵学校給食センター所長  
昭和48年学校給食センター建設当初から使用していた物が老朽化しており、保健所から衛生上好ましくないと指導を受けておりましたので、今回更新するものでございます。
- 高橋委員長  
他に何かありませんか。  
質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
議案第1号「財産(動産)の取得に関する議案の意見聴取について」は、原案

のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員長  
ご異議なしと認めます。  
よって議案第1号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長  
次に、日程第3、議案第2号「紫波町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長  
いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、紫波町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、本要綱を制定しようとするものであります。  
詳細は教育部長から説明いたします。
- 森川教育部長  
紫波町いじめ問題対策連絡協議会要綱について、ご説明申し上げます。  
第1に、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、紫波町いじめ問題対策連絡協議会を設置することを、規定しております。第2は、協議会の所掌事項について、定めております。第3は、協議会の組織について規定してございます。委員を15人以内とし、(1)～(6)号の者を教育委員会が委嘱することとしております。第4及び第5は、会長・副会長と会議方法を規定してございます。第6は、協議会は必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴取できる旨を定めております。第7は、守秘義務について定めてございます。第8は、協議会の庶務は紫波町教育委員会事務局学務課に置くこと、第9では、補則規定を定めております。  
施行期日につきましては、告示の日とするものでございます。  
以上です。
- 佐美教育長  
補則説明として、概要についてお願いします。
- 葛学務室長  
私からは、紫波町いじめ防止等のための基本的な方針について、概要をご説明申し上げます。  
まず、いじめ防止対策推進法が施行になりました。それを受け、基本方針を定めております。基本方針を定めるにあたって、法の趣旨に基づきまして、国及び県の基本方針を参酌したものとなっております。  
また、町が実施することや学校が実施すべき事を明示するとともに、重大な事態が発生した際の対応についても規定しております。  
さらに、関係機関と連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することと定めております。  
別紙1ページをご覧ください。はじめに、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものだという認識のもとに進めております。  
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方や基本理念として、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要である。行政、学校、家庭、地域その他関係者が一体となっ

て取り組むこととしております。

いじめについては、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、いじめ防止対策推進法で規定された定義に基づき、被害者感情に寄り添うこととしております。また、いじめの防止等に関する基本的考え方としては、いじめの防止、早期発見、いじめへの対応、家庭・地域・関係機関との連携に努めることとしております。

次に、第2、町が実施する施策としては、「紫波町いじめ問題対策連絡協議会」を設置するものです。さらに、必要に応じて町の教育委員会として調査機関を設置することも可能となっております。

第3、学校におけるいじめの防止等に関する取り組みとして、すでに学校ではいじめ防止基本方針を14校とも定めており、方針の他に組織の設置も進められております。また、学校におけるいじめ防止等に関する措置として、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置に関わることを盛り込んでおります。

第4として、重大事態への対処です。いじめが重大事態であると認められる場合、学校の設置者又は学校は、事実関係を明確にするための調査を行います。その調査結果は、町長に報告することとしております。さらに、調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置というものも定めております。

第5、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項として、基本方針の見直しの検討や県教委との連携、何かあった場合には外部の専門家からなる支援チームの派遣要請をするものでございます。

以上です。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

○ 松川委員

いじめをした者、加害者になった児童生徒へのケアについては、どうですか。

○ 葛学務室長

学校にはカウンセラーがおりますので、その方々とタイアップしながら対応していきたいと考えております。

○ 侘美教育長

いじめについては、被害者と加害者の両方から話しを聞きながら進めていかなければならない問題です。まずは、いじめを受けたという事を第1に考えながら、いじめ防止につながる方針と捉えてもらえればと思います。

○ 佐藤職務代理

この基本方針は、防止をはじめ、起こった時から振り返りまで通してですか。

○ 侘美教育長

いじめは起こらないほうがいい訳ですが、もし起こったらどう対応するか。協議会は起こったからやるのではなく、日頃から情報交換を密にして防止を最優先に考えていきます。

○ 佐藤職務代理

起こった時は教育委員会が上で、下に専門家を集めることが出来るわけですか。

○ 侘美教育長

教育委員会はどういう立場になるのでしょうか。

○ 葛学務室長

いじめ問題対策連絡協議会は、下にくると思います。その上に第三者の調査機関があり、調査をしていただいて、教育委員会に諮問していただく流れになります。それでも不透明だとなると、町長が再調査のための組織を立ち上げるという流れになります。

- 森田委員  
協議会はすでに設置されているのですか。
- 葛学務室長  
今後設置を予定しております。
- 森田委員  
第三者機関は、問題が起きてから設置されるわけですか。
- 佐美教育長  
そうなります。
- 森田委員  
協議会は委員 15 人以内をもって組織するとありますが、内訳はどのようになりますか。
- 葛学務室長  
現在想定しているのは（１）警察署の職員 1 名（２）スクールソーシャルワーカー 1 名（３）町立学校の保護者代表 1 名（４）関係教育機関の職員 2 名。（５）関係行政機関の職員 3 名（６）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者でございます。
- 森田委員  
（６）に教育長は入らないわけですか。
- 葛学務室長  
教育委員会は委員にならず、事務局側となります。
- 佐美教育長  
委員 15 人以内ということですから、ご意見をいただきながら人数調整をしたいと思います。
- 高橋委員長  
その他、ご質問等ないでしょうか。  
質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
議案第 2 号「紫波町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長  
ご異議なしと認めます。  
よって議案第 2 号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長  
以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。  
続いて、その他に入ります。  
事務局から説明願います。
- 事務局からの事務連絡（葛学務室長）
  - ・教育委員会 7 月定例会開催日の調整  
調整結果：7 月 24 日（金） 午後 4 時

- ・地教委連研修会について
  - ・平成 27 年度青少年を非行・被害から守る県民大会について
- 高橋委員長  
他に何かございませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 高橋委員長  
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成 27 年度第 4 回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後 5 時 10 分)